

政

令

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四百十六号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十二号）の施行に伴い、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の八第二項において準用する同法第九條第三項、同法第十七條の九第二項において準用する同法第十條第三項及び第四項、同法第十七條の十第二項において準用する同法第十一條第三項、同法第十七條の十一第二項において準用する同法第十二條第三項及び第四項、同法第十七條の十二第二項において準用する同法第十三條第三項及び第四項、同法第十七條の十三第二項において準用する同法第十四條第三項及び第四項、同法第十七條の十四第二項において準用する同法第十五條第三項及び第四項、同法第十七條の十五第二項において準用する同法第十六條第三項及び第五項並びに同法第四十八條の六第五項、第四十八條の八、第四十八條の九第五項、第八十四條、第八十五條、第百三條及び第百四條、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九條の二第十四項並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二條第四項の規定により読み替えられた同法第一項の規定に基づき、この政令を制定する。（福島復興再生特別措置法施行令の一部改正）

第一条 福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを（避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業の負担金）に改め、同条中「により国が」の下に「避難解除等区域復興再生計画に基づいて」を加える。

第二十六条第一項中「第十條第三項」の下に「法第十七條の九第二項において準用する場合を含む。」を、「第十二條第三項」の下に「法第十七條の十一第二項において準用する場合を含む。」を加え、「及び」を「法第十七條の十四第二項において準用する場合を含む。」に改め、「第十六條第三項」の下に「法第十七條の十五第二項において準用する場合を含む。」及び「第二十九條第二項」を加え、同条第二項中「第十三條第三項」の下に「法第十七條の十二第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第三項中「第十四條第三項」の下に「法第十七條の十三第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条中第六項を削り、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所に委任する。ただし、第一号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十七條の十七第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下この号において「放射性物質汚染対処特措法」という。）第四十九條第四項及び第五十條第四項並びに法第十七條の十七第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九條第三項及び第五十條第三項に規定する権限

二 法第六十九條第二項第三号及び第四号に規定する権限

第二十六条第八項中「第三條第一項及び第四項」の下に「これらの規定を第二十条において準用する場合を含む。」を、「第五項」の下に「これらの規定を第二十五条において準用する場合を含む。」を、「第十三條第一項及び第四項」の下に「これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。」を、「第十五條第一項及び第四項」の下に「これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。」を加え、同条第九項中「第四項」の下に「これらの規定を第二十三条において準用する場合を含む。」を加え、同条第十項中「第四項」の下に「これらの規定を第二十四条において準用する場合を含む。」を加え、同条の次に次の三條を加える。

（特許料の軽減）

第三十九條 法第八十四條第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る特許発明が認定重点推進計画（法第八十三條に規定する認定重点推進計画をいう。次条第一項及び第四十一條第二項において同じ。）に基づいて行う法第八十一條第三項第一号に規定する事業の成果に係る特許発明であることを証する書面及び申請人が中小企業者（同号に規定する中小企業者をいう。次条第一項において同じ。）であることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る特許発明の特許出願の番号又は特許番号

三 特許料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七條第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（出願審査の請求の手数料の軽減）

第四十條 法第八十四條第二項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る発明が認定重点推進計画に基づいて行う法第八十一條第三項第一号に規定する事業の成果に係る発明であることを証する書面及び申請人が中小企業者であることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る発明の特許出願の表示

三 出願審査の請求の請求の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、特許法等関係手数料令第一条第二項の表第九号の規定により計算される出願審査の請求の請求の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（国有試験研究施設の減額使用）

第四十一條 法第八十五條の国有の試験研究施設は、次に掲げる機関の試験研究施設とする。

一 国土交通省国土技術政策総合研究所

二 防衛装備庁航空装備研究所

2 前項各号に掲げる機関の試験研究施設は、認定重点推進計画に基づいて行う法第八十一條第三項第二号に規定する事業で当該試験研究施設を使用して行うことがロボットに係る新たな製品又は新技術の開発の促進を図るため特に必要であると経済産業大臣が認定したものをを行う者に対し、時価からその五割以内を減額した対価で使用させることができる。

3 経済産業大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

4 第二項の規定による認定に関し必要な手続は、経済産業省令で定める。